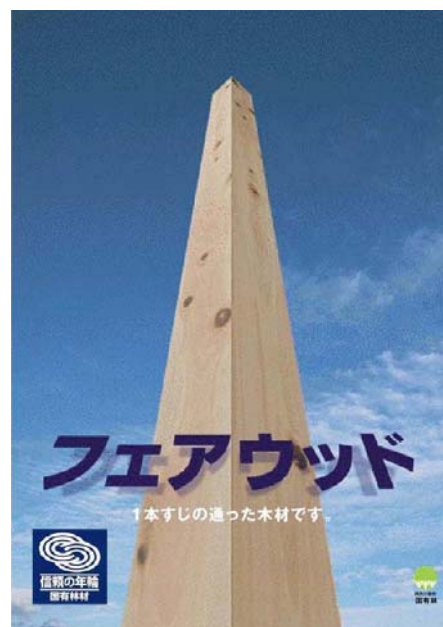


合法・持続可能な木材である国有林材についての情報提供等について

違法伐採対策は、地球規模での環境保全、持続可能な森林経営の推進にとって重要な課題です。我が国においては、平成17年7月のグレンイーグルス・サミットにおいて日本政府の対策が表明され、18年4月からの政府調達の対象を合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入しています。

このことを踏まえ、国の機関として「持続可能な森林経営から生産された合法的な木材」（フェアウッド※1）の普及・利用に率先して取り組みます。



○ 取組内容

1 供給について

- (1) 国有林材が合法・持続可能な木材（※2）であることを証明するため、国有林材売買契約書にその旨を明記しています。（※3）
- (2) 国有林材の販売相手方に対して、国有林材が合法・持続可能な木材であることのPRへの協力をお願いしています。
- (3) 会議やイベント等を通じて国有林材は持続可能性・合法性を備えていることについてのPRを行っています。



2 利用について

グリーン購入法に基づき、合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の調達を推進するとともに、治山・林道工事、庁舎等新築工事において、間伐材、合法性・持続可能性の証明された木材や木製品の使用をPRするため次の事項を行います。

- (1) 工事看板等に、間伐材、合法性・持続可能性の証明された木材や木製品を用いた工事であることを明記します。
- (2) 工事等に係るパンフレット等を作成する際には、間伐材、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品を使用したことを明記します。



3 近畿中国森林管理局におけるフェアウッド供給について

① 平成 22 年度実績

立木販売実績(千 m3)	80 千m3 (※4)
製品販売実績(千 m3)	98 千m3

② 平成 23 年度計画

立木販売計画(千 m3)	137 千m3
製品販売計画(千 m3)	100 千m3

○ これらの取組に関する関連情報は、こちら（林野庁 HP）

「国有林材は持続可能な経営から生産された合法的な木材です」

「木材・木製品の合法性、持続可能性のためのガイドライン」について

※1 フェアウッドの名称は、国際環境NGOであるFoE Japanと財団法人地球・人間環境フォーラムがフェアウッド・キャンペーンを行っており、この中で使用している名称です。

国有林としても、フェアウッドという名称が合法・持続可能な木材を分かりやすくイメージできる名称であることから、FoE Japanと財団法人地球・人間環境フォーラムの了解を得て、フェアウッドの言葉を使用して国有林の合法・持続可能な木材に係るPR等の取組みを進めることとしました。

※2

i 国有林における持続可能な森林経営について

林野庁では、「持続可能な森林経営」とは、「森林を生態系としてとらえ、生物の多様性の保全、木材生産量の維持、森林生態系の健全性と活力の維持、土壌と水資源の保全等、森林のもつ多面的な機能の重要性を認識した上で、森林の保全と利用を両立させつつ、多様なニーズに永続的に対応していこうとする森林の取扱」であるとしています。

特に、国有林野の管理経営については、

- (1) 公益的機能の維持増進を旨とする方針の下、
- (2) 森林計画制度に基づき、
- (3) 個々の森林を重点的に発揮させるべき機能によって類型化し、それぞれの区分毎の管理経営の考え方に即して、適切かつ計画的に、
- (4) 森林生態系全般に着目した森林の取扱いを行うことにより、
- (5) 公益的機能の維持増進及び林産物の持続的かつ計画的供給及び地域振興等に寄与する、こととして、持続可能な森林経営を実行しています。

ii 国有林材の合法性について

林野庁では、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を定め、合法性については、「伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続きが適切になされたものであること」と定義しています。

国有林野事業においては、伐採に当たり森林法や自然公園法等の国が定める法律に基づく手続き等を適切に行い、合法的な木材を生産しています。

※3 (明記内容)

本物件は持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

※4 立木販売とは、樹木が立っている状態で販売する方法、製品販売とは、樹木を伐倒し、丸太に加工したうえで、販売する方法です。